

大村市農業資材等価格高騰対策事業補助金（お知らせ）

大村市では、原油等物価高騰の影響を受けている販売農家へ支援を行います。

【補助概要】

露地栽培 10,000円/10a

施設園芸 30,000円/10a

※ 基準の面積は、原則令和7年1月21日時点で
農地台帳に登録されている農地のうち耕作している面積とします。



経営耕地面積に
応じて交付します

対象者：市内の販売農家

（経営耕地面積が30a以上 又は、
年間の農産物販売金額が50万円以上の農家）

対象品目：野菜・果樹・花き に限ります。

内容：農産物生産販売における動力光熱費及び廃プラスチック類
処理費の価格高騰分のうち3/4に相当する金額を経営耕地
面積に応じて交付します。

※ 例) 露地、施設両方の栽培実績がある場合（露地栽培50a、施設園芸20aの場合）
給付額：10,000円/10a×50a+30,000円/10a×20a=110,000円

【申請手続】

- 1 誓約書兼同意書の提出 （提出期限：令和7年3月31日(月)）
- 2 耕作地面積調査票、補助金申請書の送付
（1）「耕作地面積調査票（農地台帳登録の農地記載）」
（2）「大村市農業資材等価格高騰対策事業補助金申請書」
が送られてきます。
- 3 耕作地面積調査票、補助金申請書の提出 （提出期限：令和7年6月30日(月)）
上記の（1）に耕作状況を記入し、
（2）に必要事項を記入のうえ両方とも提出する。

【提出先】

大村市農林水産振興課（農業経営室）

住所：〒856-8686

大村市玖島1丁目25番地

電話：0957-53-4111（内線256）

担当：有田